

消費者契約法等の一部を改正する法律案要綱

第一 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部改正

一 内閣総理大臣は、消費者契約法第十三条第一項の認定をしようとするときは、同条第三項第二号に規定する事由の有無について、公正取引委員会の意見を聴くものとする。 （第十五条第二項関係）

二 内閣総理大臣は、消費者契約法第二十三条第四項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体並びに内閣総理大臣及び公正取引委員会が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体及び公正取引委員会に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。 （第二十三条第五項関係）

三 公正取引委員会は、適格消費者団体について消費者契約法第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合しない事由又は同法第三十四条第一項第四号に掲げる事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べるができるものとする。 （第三十八条関係）

四 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条の二の規定による差止請求に係る訴えは、同条に規定する事業者の行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができるものとする事。

（第四十三条第二項関係）

五 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 消費者契約法の一部改正

一 内閣総理大臣は、消費者契約法第十三条第一項の認定をしようとするときは、同条第三項第二号に規定する事由の有無について、公正取引委員会及び経済産業大臣の意見を聴くものとする事。

（第十五条第二項関係）

二 内閣総理大臣は、消費者契約法第二十三条第四項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体並びに内閣総理大臣、公正取引委員会及び経済産業大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができるとする状態に置く措置その他の所定の方法により、他の適格消費者団体並びに公正取引委員会及び経済産業大臣に当該報告の日時及び概要等を伝達するものとする事。

（第二十三条第五項関係）

三 公正取引委員会及び経済産業大臣は、適格消費者団体について消費者契約法第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合しない事由又は同法第三十四条第一項第四号に掲げる事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができるものとする。

(第三十八条関係)

四 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第五十八条の四から第五十八条の九までの規定による差止請求に係る訴えは、これらの規定に規定する当該差止請求に係る相手方である販売業者等(同法第五十八条の七第二項の規定による差止請求に係る訴えにあつては、勧誘者)の行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができるものとする。

(第四十三条第二項関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第三 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正

適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が次に規定する表示

をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるとすること。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること。

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

(第十一条の二関係)

第四 特定商取引に関する法律の一部改正

一 訪問販売に係る差止請求権

1 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(一) 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

(1) 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

(2) 特定商取引に関する法律第六条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

(3) 同法第六条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

(二) 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、(一)の(1)又は(2)に掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

(三) 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当

該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(一) 特定商取引に関する法律第九条第八項（同法第九条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する特約

(二) 同法第十条の規定に反する特約

（第五十八条の四関係）

二 通信販売に係る差止請求権

適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、不特定かつ多数の者に対して当該商品の性能、当該権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは売買契約の解除に関する事項（特定商取引に関する法律第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に

供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(第五十八条の五関係)

三 電話勧誘販売に係る差止請求権

1 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、電話勧誘販売に関し、不特定かつ多数の者に對して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に對し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(一) 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

- (1) 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
- (2) 特定商取引に関する法律第二十一条第一項第二号から第五号までに掲げる事項
- (3) 同法第二十一条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

(二) 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、(一)の(1)又は(2)に掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

(三) 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(一) 特定商取引に関する法律第二十四条第八項に規定する特約

(二) 同法第二十五条の規定に反する特約 (第五十八条の六関係)

四 連鎖販売取引に係る差止請求権

1 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲

げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるとすること。

(一) 統括者又は勧誘者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。以下1及び3において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

(1) 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。四において同じ。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

(2) 特定商取引に関する法律第三十四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

(二) 一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契

約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、(一)の(1)又は(2)に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

(三) 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

(四) 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするに際し、その連鎖販売業に係る商品の性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担、当該連鎖販売業に係る特定利益について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

(五) 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、勧誘者が、不特定かつ多数の者に対して1の(一)又は(三)から(五)までに掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その統括者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるものとする。

3 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で、次に掲げる特約を含む連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(一) 特定商取引に関する法律第四十条第四項に規定する特約

(二) 同法第四十条の二第六項に規定する特約

(第五十八条の七関係)

五 特定継続的役務提供に係る差止請求権

1 適格消費者団体は、役務提供事業者又は販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要措置をとることを請求することができるものとする。

(一) 特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするに際し、当該特定継続的役務の内容又は効果について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

(二) 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

(1) 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）

(2) 役務の提供又は権利の行使による役務の適用に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の

購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質

(3) 特定商取引に関する法律第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項

(4) 同法第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項

(三) 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、(二)の(1)から(3)までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

(四) 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2

適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(一) 特定商取引に関する法律第四十八条第八項に規定する特約

(二) 同法第四十九条第七項（同法第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する

特約

（第五十八条の八関係）

六 業務提供誘引販売取引に係る差止請求権

1 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要措置をとることを請求することができるものとする。

(一) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。六において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

(1) 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

(2) 特定商取引に関する法律第五十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

(二) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

(三) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担又は当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

(四) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(一) 特定商取引に関する法律第五十八条第四項に規定する特約

(二) 同法第五十八条の三第一項又は第二項の規定に反する特約 (第五十八条の九関係)

七 適用除外

次に掲げる規定は、それぞれに定める規定の適用について準用するものとする。

1 特定商取引に関する法律第二十六条第一項 同法第五十八条の四から第五十八条の六まで

2 同法第二十六条第五項 同法第五十八条の四

3 同法第二十六条第六項 同法第五十八条の六

4 同法第二十六条第七項 同法第五十八条の四第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十八条の六第二項（第二号に係る部分に限る。）

5 同法第四十条の二第七項 同法第五十八条の七第三項（第二号に掲げる特約のうち同法第四十条の二第三項及び第四項の規定に反するものに係る部分に限る。）

6 同法第五十条第一項 同法第五十八条の八

7 同法第五十条第二項 同法第五十八条の八第二項（第二号に掲げる特約のうち同法第四十九条第二項、第四項及び第六項（同法第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に反するものに係る部分に限る。）

8 同法第五十八条の三第三項 同法第五十八条の九第二項（第二号に係る部分に限る。）

（第五十八条の十関係）

八 その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

一 施行期日

この法律は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。ただし、第二及び第四の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 経過措置

第一又は第二の規定の施行前にされた消費者契約法第十三条第一項の認定の申請並びに同法第十九条第三項及び第二十条第三項の認可の申請に係る認定及び認可に関する手続については、それぞれ第一又は第二の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

（附則第二項関係）

三 罰則に関する経過措置

第一又は第二の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ第一又は第二の規定による改正後の消費者契約法の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

（附則第三項関係）